

議事要旨(2) 企業結合会計基準等の公表に伴う他の会計基準等の改正について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準（案）」、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針（案）」、「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針（案）」、「セグメント情報等の開示に関する会計基準（案）」、「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針（案）」、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針（案）」、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」及び「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」について本日の審議の後、公表を議決する予定であることが説明された。

引き続き、小林(正)研究員より前回からの修正点について説明がなされた。事務局からの説明の後、次のような質疑応答が行われた。

（四半期財務諸表における切放し法の考え方について）

- ・ 「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」第 45 項では、「有価証券の減損処理や棚卸資産の収益性の低下に伴う簿価切下げに切放し法を採用している場合」の考え方についての文案修正がなされているが、この修正はどのようなことを意図したものか。

この点につき、事務局側からは、「四半期財務諸表に関する会計基準（案）」の「結論の背景」の第 45 項は、第 42 項で記述している年度と四半期の会計処理の首尾一貫性を原則とした上で、年度末において切放し法を採用している場合に、四半期会計期間末においては、関連諸制度との整合性も考慮し、継続適用を条件として、四半期洗替え法も選択適用することができることを意図した記述である。今回の修正は、「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」に記載されている内容と整合的であり、記述をより明確化させるものであるとの説明がなされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任することを前提として、出席者全員の賛成により、企業結合会計基準等の公表に伴う他の会計基準等の改正についての公表が承認された。

以 上